

平成21年度 林野庁関係補正予算の概要

補正追加額

2,537億円

森林吸収源対策をはじめとする森林の整備・保全の推進

1,000億円（公共）

森林資源の徹底した活用による林業・木材産業の再生

1,459億円（非公共）

（うち間伐及び路網整備に関する定額助成：800億円）

林業経営に対するセーフティネット拡大

78億円（非公共）

※以下、主な事業の概要をご説明します。事業実施主体等、詳しい内容については各担当課にお問い合わせ下さい。

森林吸収源対策をはじめとする 森林の整備・保全の推進 — 森林整備事業・治山事業 — 「200、000百万円」

● 対策のポイント

森林吸収目標達成のための追加的な間伐、木材の搬出コストの低減等に必要な路網整備や、集中豪雨、地震等により発生した集落周辺の荒廃地等における治山施設の設置等を実施します。

（森林吸収源対策を取り巻く現状）

・森林吸収目標「二〇〇万炭素」の達成に必要な間伐を進めるため、必要な財源の確保、地方負担、個人負担の軽減に取り組んでいます。

（我が国の山地災害の発生状況等）

・山地災害発生箇所数 年間約三、六〇〇箇所（平成一五～一九年における平均値）
・「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）作業部会報告書（平成一九年四月六日公表）」では、地球温暖化の進行により「強い降雨現象の頻度が増す可能性は非常に高く、洪水の危険性を増加させる。」とされており、山地災害の発生リスクの増加が懸念されています。

● 政策目標

森林整備事業

①二〇〇七年～二〇二二年の六年間で三三〇万本の間伐を実施。

②一〇〇年先を見据え、広葉樹林化、長代期化、針広混交林化等多様な森林づくりを推進



京都議定書第一約束期間（二〇〇八年から二〇一二年）における森林吸収目標「三〇〇万炭素」の達成

治山事業

○山地災害による被害の軽減（「犠牲者ゼロ」）

（内容）

1. 森林整備事業

森林吸収目標達成のための間伐等を更

森林整備加速化・林業再生事業（新規） （緑の産業再生プロジェクト）「二二三、八四四百万円」

● 対策のポイント

都道府県に基金を造成し、定額助成方式による間伐及び路網整備、伐採から搬出・利用の一貫した取組による間伐材のフル活用、地域木材・木質バイオマスの利用を地域で一体的に進めます。

に積極的に進めるとともに、間伐材をはじめとする木材の搬出コストの低減等に不可欠な路網等の開設・改良等を実施し、森林吸収目標の達成と林業・木材産業の振興等を通じた雇用機会の創出と山村地域の活性化を図ります。

〔森林整備事業（公共）七九、〇〇〇百万円〕

2. 治山事業

集中豪雨、地震、台風等により発生した集落周辺の荒廃地等において、治山施設の設置や機能の低下した保安林の整備を実施し、地域の安全・安心の確保を図るとともに、雇用の創出や森林吸収目標の達成にも寄与します。

〔治山事業（公共）二二、〇〇〇百万円〕

※今回の対策では、地方負担について軽減措置が講じられる見込みです。

〔担当課：〕

計画課（〇三二三五〇一三三八四二（直））

・ 京都議定書の森林吸収目標の達成に向け、間伐の推進を図っています。

・ この間伐の促進と間伐材の有効利用のためには、林内路網の整備や高性能林業機械の導入等により、間伐コストを低減することが必要です。

・ 同時に、木材・木質バイオマスの需要拡

大、間伐材の安定供給維持のためのシテムを構築することが必要です。
 ・このため、これらの総合的な取組を支援します。

●政策目標

- ①二〇〇七年～二〇二二年の六年間で三三〇万鈞の間伐の推進を図ります。
- ②間伐材の徹底した活用による林業・木材産業の再生を図ります。

〈内容〉

都道府県に基金を造成し、地方公共団体、森林組合等の林業事業者・林業経営体、木材加工業者、木質バイオマス需要者等の幅広い関係者からなる協議会による地域の創意工夫を活かした以下のような事業の組合せによる総合的な取組に要する経費に対し支援を行います。

- ・間伐及び路網整備（定額助成）、森林境界の明確化並びに侵入竹の除去など里山再生の取組
- ・間伐材のフル活用を図るための利用拡大に対応した、製材施設・バイオマス利用

施設・高性能林業機械等の整備、木質バイオマスや間伐材の流通円滑化の取組
 ・学校の武道場や社会福祉施設など公共施設等での地域材利用の取組

〈補助率〉

定額、1/2等（都道府県に基金を造成）

※定額助成事業については、工夫次第で森林所有者等の自己負担なしでの実行が可能です。また、地方公共団体による上乗せも可能です。なお、今回の対策では、地方負担について軽減措置が講じられる見込みです。

〈事業実施主体〉

地方公共団体、森林組合等の林業事業者・林業経営体、木材加工業者、木質バイオマス需要者等からなる協議会
 ※個々の事業を実施するのは、協議会のメンバーである林業事業者等となります。

〔担当課〕

- 計画課（〇三三五〇二三八四二（直））
- 経営課（〇三三三〇二八〇五五（直））
- 木材産業課（〇三三五〇二八〇六二（直））
- 木材利用課（〇三三六七四四二二九七（直））
- 整備課（〇三三六七四四二二〇三（直））

花粉の少ない森林づくり対策事業

「九、九八六百万円」

●事業のポイント

- ①花粉発生源対策の加速化を図る

め、首都圏近郊等における花粉の多いスギの伐採・植替えを促進し

ます。

- ②事業実施箇所の立木買取、伐採、販売等を行う森林組合等に対するセーフティネットを構築し、積極的に事業を取り組める環境を整備します。
- ③伐採跡地への少花粉スギや広葉樹等の植栽を促進します。
- ④優良苗木の生産や低コスト造林の推進に対する支援を行います。

平成一九年八月に策定した「今後の花粉発生源対策の推進方策について」においては、花粉症患者の多い首都圏等への花粉量に与える影響が「非常に強い」スギ林を主体に対策の重点化を図ることが効果的としています。

・昨今の景気の後退に伴い、花粉発生源対策としての伐採や植替えが停滞しており、取組を加速化させることが必要です。

●政策目標

- 首都圏近郊等における花粉の多いスギについて、平成二三年度末までに三〇〇万本の伐採・植替えを促進

〈内容〉

首都圏近郊等における花粉の多いスギの伐採・植替えを促進するための取組や、優良苗木の生産、低コスト造林の推進等を支援します。

- 1. 花粉発生源スギ林伐採・植替え協力

森林の確保
 森林組合等が行う森林所有者に対する

協力森林確保のための呼びかけ、立木買取や少花粉スギ等の苗木に係る説明会開催や個別訪問を支援します。また、協力森林についての立木評価の実施を支援します。

- 2. 立木の買取・伐採・販売

協力森林の立木買取や伐採、販売等を行う森林組合等が積極的に事業に取り組めるよう、これらの経費について、販売金額で賄えない場合に支援するためのセーフティネットを構築します。

- 3. 広葉樹林、少花粉スギ展示林の造成等

協力森林の伐採跡地等において森林組合等が行う広葉樹等の植栽や天然更新補助等に要する経費を支援します。また、森林組合等が行う少花粉スギ展示林の造成等を支援します。

- 4. 優良苗木の生産や低コスト造林等の推進

苗木生産業者等が行う母樹林の造成・整備、先駆的苗木生産等及び民間団体等が生産性向上のために行う技術指導等を行うための経費を支援します。また、民間団体が低コスト造林など人工林施策に係る先駆的な取組を行う経費を支援します。

〈補助率〉 定額

〈事業実施主体〉 全国森林組合連合会

〔担当課〕

- 研究・保全課（〇三三五〇一三八四五（直））
- 整備課（〇三三三三九一五八九三（直））

緑の雇用対策

「四、九九〇百万円」

●事業のポイント

雇用情勢の一層の悪化が懸念されるなか、雇用の受け皿として期待されている森林・林業分野において「森林の緊急雇用」を実施するとともに、「トライアル雇用」による林業就業者の着実な定着を図るため、「緑の雇用」を拡充します。

(林業における求人・求職等の現状)

・新規的林業就業者数は、緑の雇用導入により増加しています。(平成六〜一四・年平均二千人程度↓平成一五〜一九・年平均三千二百人程度)

・雇用情勢が悪化する中、森林・林業分野に対する雇用の受け皿としての期待が更に高まっています。(森林の仕事ガイダンス相談者数：延べ三、四三一人(平成一九)↓延べ六、一三三人(平成二〇))

・林業事業体の求人数も増加しています。しかしながら、作業がきつい、地域に溶け込めない等の理由で、採用してもすぐに辞める求職者もいるため、次の採用に慎重になっている事業体もあります。

●政策目標

四、〇〇〇人分の緊急的な雇用を確保するとともに、林業就業者の着実な定着を図ります。

〈内容〉

緑の雇用対策について、主に以下のよう
な拡充を行います。

1. トライアル雇用への支援

林業事業体が、都市部等の求職者を積極的に採用できるよう、求職者に未利用材の搬出や資材運搬、歩道整備等に従事してもらい、林業の作業実態や就労条件等の理解を図るための三ヶ月程度のトライアル雇用に必要な経費(研修費(日額八千円/人)、山村等への転居者の住宅手当等)を助成します。

2. 森林の緊急雇用対策(里山等再生プロジェクト)

地方公共団体や森林組合等からなる協議会が実施する里山、森林公園、登山道等における境界・歩道の刈払い、侵入竹の除去、修景作業などの森林内での簡易な維持管理作業、鳥獣被害防護柵の設置、森林病虫害の防除、森林調査等に係る臨時雇用に関する経費(日額八千円/人等)を、これらの協議会に対して支援します。

〈補助率〉定額

〈事業実施主体〉全国森林組合連合会

〔担当課〕

経営課(〇三三五〇二一六二九(直))

計画課(〇三六七四四一三三〇〇(直))

研究・保全課(〇三三三五〇二一〇六三(直))

森林整備地域活動支援交付金

「三、二五百万円」

●対策のポイント

森林所有者等が気象害等による森林被害状況等を確認するのに必要な支援を行うとともに森林施業の集約化及び森林施業の実施の前提となる境界の明確化に対する支援を緊急に実施します。

・森林整備を適時適切に実施するためには森林の現況を適宜把握することが不可欠です。

・しかし、森林所有者等の意欲の低下等により、気象害などによる森林被害の状況が適切に把握されていないケースが増えています。森林被害を含めた森林の現況の必要性を改めて認識していただき、間伐等の施業につなげていく必要があります。

・さらに、森林所有者の高齢化等により情報が失われることで、境界が不明になりつつあることから緊急に対応することが必要です。

〈内容〉

1. 森林の被害状況等確認への支援

市町村長との協定に基づき、森林所有者等が行う気象害などによる森林の被害状況等を把握する「森林の被害状況等確認」について、市町村により適切に被害状況等を把握していると認められた場合、一鈴当たり一〇、〇〇〇円の支援を市町村を通じて受けられます。

2. 境界の明確化への支援

市町村長との協定に基づき、森林所有者等が行う施業の実施に必要な「境界の明確化」のための活動に対して、境界の明確化がなされた区域について、市町村により適切に境界を区分していると認められた場合、一鈴当たり二〇、〇〇〇円の支援を市町村を通じて受けられます。

〈交付率〉定額

〈事業実施主体〉市町村

〔担当課〕

企画課(〇三三三三九三三六二二五(直))

●政策目標

森林施業の集約化を促進し、適切な森林整備の推進を図り、森林の有する多面的機能を発揮

住宅分野における 国産材需要拡大緊急対策支援事業 〔五三〇百万円〕

●対策のポイント

国産材を使った住宅づくりについて、相談窓口や情報サイト「日本の木のいえ情報ナビ」の機能強化、住宅生産者側への国産材利用の働きかけ、モデル住宅の展示等による国産材住宅の普及推進等に取り組むことにより、住宅需要と国産材の供給のマッチングを図り、住宅分野における国産材需要拡大を推進する。

度には約五一万戸に減少。

●政策目標

住宅（在来工法）における国産材使用割合の拡大
平成一七年約三割→平成二七年約六割

〈内容〉

1. 国産材住宅づくり普及支援
情報サイト「日本の木のいえ情報ナビ」上の登録工務店等の情報量の拡大、住宅ローン返済シミュレーション等のコンテンツの充実、各地域の国産材住宅づくり相談員のスキルアップ、工務店等の住宅生産者に対する木材利用の拡大のためのサポートを行う民間団体に対して、これら事業の実施にかかる経費を助成します。

2. 住宅展示窓口支援

国産材を使った住宅展示による普及窓口を設置する都道府県協議会等に対して、その整備のための部材費用及び住宅展示を核とした普及活動について支援します。

〔補助率〕 定額

〔事業実施主体〕 1. 民間団体、2. 都道府県協議会等

〔担当課〕

木材産業課（〇三六七四四―三九五（直））

林業経営支援対策事業 （農林漁業信用基金出資金・林業信用保証事業交付金） 〔七、七六二百万円〕

●対策のポイント

間伐の実施や間伐材の利用促進等のための資金、木材安定供給体制の維持等に係る資金を林業者・木材産業者が円滑に調達できるように、（独）農林漁業信用基金の無担保保証枠を拡大するための出資を行います。

また、（独）農林漁業信用基金の代位弁済が急増する中で、保証料を据え置き、林業者・木材産業者の負担軽減を図るため、交付金を交付します。

資金の円滑化のための支援

間伐の実施、間伐材や地域材の利用促進、木材の安定供給等に必要となる資金調達の円滑化を図るため、（独）農林漁業信用基金において無担保保証枠を拡大（二四六億円）するため、政府から（独）農林漁業信用基金に対して出資します。

2. 保証利用者の負担を軽減するための支援

林業・木材産業においても倒産が増加し、（独）農林漁業信用基金の代位弁済額が急増する中で、林業者・木材産業者の負担がこれ以上増えないよう、保証料率を現行の水準に維持するための交付金を（独）農林漁業信用基金に対して交付します。

〔交付・出資金〕 独立行政法人農林漁業信用基金

〔平成二二年度要求額〕

（1）出資金四、九一七百万円
（2）交付金二、八四五百万円

〔担当課〕

企画課（〇三三三三〇二八〇三七（直））

●政策目標

林業者・木材産業者の円滑な資金調達のためのセーフティネットの充実

〈内容〉

1. 間伐の実施や利用の促進等に必要な

（国産材住宅をめぐる現状）

・内閣府世論調査（平成一九年度）によると、仮に、今後住宅を建てたり、買ったる場合、木造住宅を希望する者が全体の約八割にのぼり、このうち、約三分の一が国産材が用いられていることを重視。

・住宅（在来工法）における国産材使用割合は現状で約三割（平成一七年）と低位。

・新設住宅着工戸数は、近年、年間一〇二〇万戸前後で推移していたが、平成二〇年度は世界的な金融不安等による住宅投資の冷え込みにより、約八七万戸（平成二〇年二二期の季節調整済年率換算）と近年にない落ち込みが予想されている。また、木造住宅は近年、年間五四万戸程度で推移していたが、平成一九年